

令和7年度 第1回市川市入札監視委員会会議録

午後3時30分 開会

契約課長 ただいまより、市川市入札監視委員会の委嘱状交付式を行います。
恐れ入りますが、順番にお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。

霞 晴久 様

三木 祥史 様

齋藤 香里 様

ありがとうございました。以上で、委嘱状の交付を終了します。

それでは、委員長及び副委員の選出をお願いいたします。

市川市入札監視委員会条例の第5条第1項より、委員長につきましては、委員会に委員長を置き、委員のうちから互選すると規定されています。

そのため、初めに委員長の選出を行います。

委員長について、立候補、推薦等がございましたらお願いいたします。

事務局からの提案ですが、前回から委員を務めていただいております、霞委員いかがですか。

霞 委 員 わかりました。お引き受けいたします。

契約課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、委員長の職務代理である副委員長の選出を行います。市川市入札監視委員会条例の第5条第3項に、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理することと定められております。

霞委員長、指名をお願いいたします。

霞 委 員 長 三木委員、お願いいたします。

三 木 委 員 承知しました。

契約課長 ありがとうございます。三木委員に副委員長をお願いできればと思います。

よろしくをお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は、霞委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

霞 委 員 長 本会議の議題において、個人に関する情報などが含まれ、会議を非公開とすることを求めますか。

契約課長 いえ。個人に関する情報などは含まれておりませんので、会議の非公開を求めません。

霞 委 員 長 それでは、市川市入札監視委員会に関する運営要領第2条第3項の規定により、本会議は公開とします。

続いて、会議の開会に先立ちまして、会議成立の委員定数を確認します。

会議成立の委員定数については、市川市入札監視委員会条例第6条第2項で規定する、委員の半数以上の出席を確認しましたので、ただ今より、令和7年度第1回市川市入札監視委員会を開催します。

それでは、議題(1)令和6年度下半期の入札案件の審議に移ります。

まず初めに、令和6年度下半期の発注状況について、報告してください。

契約課長 審議対象案件は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの令和6年度下半期に契約した設計金額が1千万円以上の案件です。

建設工事は49件で、内訳は価格による一般競争入札が42件、総合評価による一般競争入札が1件、随意契約が6件です。建設工事に関連する業務委託は4件で、内訳は価格による一般競争入札が3件、随意契約が1件です。

発注工事の平均落札率は、工事は全部で49件、そのうち随意契約を除いたものを平均落札率としており、平均落札率は95.18%でした。内訳として、総合評価は件数が1件で落札率は93.30%でした。

業務委託の一般競争入札は4件あり、平均落札率は80.71%でした。

なお、工種別と業種別の平均落札率は資料の通りです。

入札状況については以上です。

霞委員長 下半期の資格停止の状況について報告してください。

契約課長 審議対象期間に資格停止を行ったものは9件で、事業者数は12社です。

株式会社橋本組は、受注した焼津市発注の建設工事において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚しました。建設業法違反により、国土交通省中部整備局から営業停止の命令を受けたため、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

アイリスチトセ株式会社は、少なくとも北海道札幌市内ほか5件の工事において、監理技術者を配置していなかったことにより、宮城県から建設業法に基づく指示処分及び営業停止命令を受けたため、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

千東建設株式会社は、市川市発注工事の入札に関する情報を市職員から得たとして、公契約関係競売入札妨害の罪で千葉地検に起訴されたため、24ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため、6ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

キングランリニューアル株式会社は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していました。このことにより、国土交通省関東地方整備局から指示処分を受けたため、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

株式会社佐藤渡辺は、福島県石川町発注の建設工事の指名競争入札をめぐり、他の

指名業者と談合したとして、談合の罪で郡山区検察庁に略式起訴され、罰金刑の略式命令を受けたため、6ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

パナソニック産機システムズ株式会社は、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置しており、国土交通省関東整備局から、建設業法第28条に基づく営業停止処分を受けたため、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、実務経験の充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者として配置しており、国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたことから、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

株式会社ビケンテクノは、出納業務を担当していたマンション管理組合の金融機関口座から、修繕積立金を払い戻し、着服したとして、業務上横領容疑で大阪府警察本部に逮捕されたため、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

資格停止の状況は以上です。

三木委員 資格停止を行う際は、他の機関で一定の処分が出たという報告を受けて、直ちに市川市においても資格停止の手続きをしているという理解でよいでしょうか。

契約課長 はい。今回の報告事項のうちNo.3の千東建設(株)以外につきましては、国の基準に基づき県が資格停止を行い、県から各自治体に情報が提供されています。県からの情報提供を受けて、事実確認ができたものから本市の基準に沿って資格停止を行っております。

三木委員 わかりました。

齋藤委員 No.3の件を受けて、対策や対応はしているのでしょうか。

契約課長 はい。入札制度の抜本的な見直しという形で対策をしているため、後ほどご説明いたします。

【 審議案件 1 大柏川管理用通路舗装復旧工事（R0601） 】

齋藤委員 京葉ガスエナジーソリューション株式会社は、建設工事番号 8・9・18 を落札している。番号 8 で競合したエイワ建商株式会社とは、番号 18 においても競合している。番号 8 では、株式会社中川組とエイワ建商株式会社が同価格で入札しており、番号 18 では、エイワ建商株式会社が辞退となっている。このように、京葉ガスエナジーソリューション株式会社が落札した番号 8・9・18 では競争入札とは言い切れない状況であり、念のため、株式会社中川組、エイワ建商株式会社が同額で入札する確率についての説明を求めます。

見積もりソフトの関係で同額での入札となる場合が多いのか、あわせて説明いただければと思います。

契約課長 株式会社中川組及びエイワ建商株式会社について、令和 6 年度から過去 5 か年の入札参加件数、同案件の入札参加件数及び同額で入札した件数を確認したところ、別紙 1 のとおりでした。

過去 5 か年で 2 者が同じ案件に入札した件数は令和 6 年度に 2 件、令和 5 年度 2 件、令和 4 年度 1 件、令和 3 年度 1 件の合計 6 件であり、その内、同額で入札した案件は令和 6 年度の 1 件のみでご指摘をいただいている案件のみでした。

本案件については、工事発注課である下水道建設課において 2 者の入札内訳書を確認したところ、直接工事費や一般管理費等の工種区分ごとの金額が大きく異なっており、合計金額が一致していたものでした。そのため、積算ソフトによるものではないのではないかと推察しているところです。

市が発注する工事や業務の積算につきましては、一般に購入することができる積算基準等に基づき積算をし、必要に応じて見積によって得た単価を用いる場合もあります。公告の中で設計条件等の情報を参考資料として明確に示しているものもあり、それらをもとに積算価格を精度高く把握することも可能な案件もあり、そのうえで、入札参加者が積算をし、受注した際に履行可能な金額で入札しているものであると考えます。過去 5 か年における建設工事の件数に対する同額の入札額の件数の実績は別紙 2 のとおりでした。令和 6 年度は 187 件に対し同額の入札件数は 4 件の 2%、令和 5 年度は 167 件に対し 4 件の 2%、令和 4 年度は 168 件に対し 8 件の 5%、令和 3 年度は 197 件の 5%に対し 10 件、令和 2 年度は 173 件に対し 8 件の 5%でした。

このことから、工事の同額入札であった割合は 2 から 5%程度と考えられます。

工事よりも工事に関連する業務委託の入札の案件のほうが、同額での入札が非常に多い実情となります。

齋藤委員 同額入札であった割合は、一般的な状況なのでしょうか。

契約課長 妥当な数字であると考えておりますが、令和 7 年 6 月より予定価格を事前公表とすることとして変更しているため、同額となる割合が増える可能性はあります。

【 審議案件 2 急傾斜地崩壊対策工事（大野町三丁目）】

霞 委 員 長 1 回目入札が不調であったもので、結果的に 1 者入札であったものですが、1 者のみの入札参加であったが、1 回目不調となり、再度入札において落札したことについて、参加者が 1 者のみであった理由の推察等の説明をしてください。

開発指導課長 本工事は、斜面地での崩壊対策工事であるため、一般的な道路上等の工事よりも安全対策面において比較的難易度の高い工事であると想定され、応札者が 1 者のみであったものと推察します。

霞 委 員 長 応札が予想されるような業者は、今回入札に参加した業者以外にはいなかったということでしょうか。

開発指導課長 例年、斜面地での工事は入札参加業者が少ない状況であるため、1 者のみの応札はある程度想定していたところです。

霞 委 員 長 発注時期の問題もあるのでしょうか。

開発指導課長 はい。急傾斜地の工事は渇水期に発注を行うため、他工事との兼ね合いにより工事施行者側に受注する余裕があるかどうかということもあるかとは思いますが。

霞 委 員 長 発注時期については、検討していくということでしょうか。

開発指導課長 はい。毎年、発注するタイミングについては検討をしているところではありますが、渇水期に発注をするということは変わらないため、その点は最優先に発注時期を定めていきたいと考えています。

【 審議案件 3 公共下水道道路復旧工事（R0606）】

三 木 委 員 本件では、結果として三徳建設株式会社が落札しているが、それよりも低額のテックウエンジニアリング株式会社、株式会社岡建、大市産業株式会社が最低制限価格を下回り失格となっている。失格となった 3 社のうち大市産業株式会社は以前にも落札をしている、いわば常連の入札参加者であり、しかも入札価格も最低制限価格をわずかに下回る金額である。入札価格、最低制限価格が相場価格よりも高く設定された可能性はないか確認したい。

なお、類似の事例として、35 番、36 番がある。

下水道建設課 本工事の設計は積算基準に基づき積算しているため、設計金額が相場価格より不当に高く設定されることはないものと考えております。

なお、本工事には、下水道建設課が通常発注する舗装工事と異なり、透水管設置工事が含まれていたことが、各事業者の入札価格の積算に差異が生じた原因の 1 つと考えられます。

また、類似の事例としてあげられている「公共下水道道路復旧工事（R0603）」、「公共下水道道路復旧工事（R0604）」に関しても、積算基準に基づき通常発注している工事内容であること、および最低制限価格内で応札している事業者が複数いることから、設計金額が不当に高く設定されていることはないと考えております。

三 木 委 員 積算については、他の工事と特に変わらないということでしょうか。

下水道建設課 はい。

三 木 委 員 透水管設置工事は、どのようなものでしょうか。

下水道建設課 透水管とは、地下水が湧きやすい地域において、地表近くに水を逃がすような穴の開いたパイプを設置することによって、側溝等に水を逃がすような工事の手法のことです。これは地下水が湧きやすい地区のみに実施するものとなっており、多少この部分において、通常と異なる設計があることから、差が発生したのではないかと考えております。

透水管設置工事そのものは道路工事の手法として珍しいものではありませんが、本市の公共下水道整備に伴う道路復旧工事としては、これまで実施した例が確認できないため、通常はないものと言えます。

ただし、透水管設置工事部分に関しても、他の部分と同様に積算基準に基づき積算しているため、事業者においても積算は可能であると考えられます。

その上で、事業者が付帯工事として他工種と一体的に施工することにより経費を削減し、結果として入札価格を低く見積もりすぎた、等の可能性が考えられます。

三 木 委 員 最低制限価格を少しでも下回れば失格となるということでしょうか。

契約課長 はい。本市の要綱に基づき、失格としております。

三 木 委 員 一般的に、各業者にて内訳を作成したうえで、入札額が決定されるということではないでしょうか。

契約課長 はい。入札の際は、内訳書を必ず提出することとしているため、内訳を作成したうえで、入札額を決定しているものと推察されます。

【 審議案件 4 道路舗装補修工事 (その 12)】

三 木 委 員 本件では、結果としてカブト建設株式会社が対予定価格率 91. 9%で落札している。これに対し、2 位から 5 位までの各社の対予定価格率は 106. 0%、111. 2%、128. 3%、142. 5%となっている。しかも、この中にはエイワ建商株式会社や大市産業株式会社などの常連の入札参加者もあり、これらの者が特に相場価格よりも高額で入札したとも考えづらい。この入札価格、最低制限価格が相場価格より低く設定された可能性はないか確認したい。

道路安全課長 本市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、公共工事に関する設計の品質を確保するため、公共工事に関する設計及び工事発注等にかかる照査制度実施要領を定めております。この要領に則り、最新の労務単価等を反映させた適正な予定価格が設定されていることを確認しております。

本工事においても、最新の労務単価等を反映させて設計を行い、担当職員とは別に、照査担当職員、担当主幹及び課長により担当課において照査を実施したうえで、技術管理課と発注前協議を行っており、予定価格の算定の基になる設計図書に問題がないことを確認しております。

最低制限価格につきましては、市川市最低制限価格制度に関する要綱に基づき、予定価格の算定の基になる設計図書により算出しています。

ご指摘をいただいております入札参加者の入札内訳書と市が作成した設計書を比較したところ、エイワ建商株式会社については、同社が 6 つに大別した工種のうち、5 つの工種で市のものより高額に計上していました。大市産業株式会社については、各工種の金額は近似していたものの、3 つある工事に係る経費のうち、1 つが高額に計上されていました。これらが予定価格を超過した要因となっていることを確認しました。

三 木 委 員 道路舗装工事については、一般的に公表されている積算基準等で市の設計を読みやすいのではないかと感じるが、なぜ予定価格よりも大きく上の金額で入札しているのか疑問に感じます。

このような状況になった際に確認や検討はしないのでしょうか。確認できるかということも含めて回答してください。

道路安全課長 千葉県で公表している積算基準に基づいて積算を行っており、そのことについては業者もわかっているため、この基準に基づき積算をしていると推察されます。

入札額が超過している件につきましては、仮に落札した場合の実勢価格や業者が抱えている仕事の量によって、受注した際に履行可能な金額で入札しているのではないかと推測しており、入札参加者の入札内訳書の確認は行っていません。確認には入札業者へのヒアリングを要します。執行課としては落札業者以外との個別ヒアリングは癒着等の疑念が生じるため、避けたいと考えます。

【 審議案件 5 公共下水道計画平面測量業務委託（R0602）】

齋藤委員 本件においては最低制限価格（税抜）と同額の入札が 2 件あり、さらに予定価格（税抜）と同額の入札があったことに関して、その要因として推察されうることについて審議を要すると判断する。

見積もりソフトの問題であるようにも推察されるが、念のため、業界の動向を確認したい。

下水道建設課 当課の公共下水道計画平面測量業務委託の積算は、一般販売されている一般財団法人経済調査会が発行する「設計業務等標準積算基準書」等を基に積算を行っており、労務単価等についても公表されている「千葉県積算基準」の単価を採用しております。

そのため、応札者が市の積算価格（予定価格）を正確に算出することは可能な状況にあると思われます。

最低制限価格につきましても、「市川市最低制限価格制度に関する要綱」が公表されており、応札者が積算価格を基に最低制限価格を正確に算出することは、可能な状況にあると考えられます。

また、多くの事業者は、市が設計しているソフトと同等の機能を備えた「見積もりソフト」を使用していると考えられ、それらに設計を要する諸条件を正確に設定した場合、市の予定価格および、それに基づく最低制限価格を算出されるため、その価格をもとに応札しているものと推察いたします。

【 審議案件 6 相之川第 1 ポンプ場改修実施設計業務委託 (R0601)】

霞 委 員 長 一般競争入札を 3 回実施して不調であったことから、随意契約を行ったことについて、不調となったと考えられる要因等について説明をしてほしい。

下水道建設課 当委託は、相之川第 1 ポンプ場の改修に伴う、老朽化しの進んだ雨水排水ポンプの交換及び建屋の建て替えを目的として、機械、電気、建築関連の実施設計を行うものです。令和 6 年 6 月に準県内業者を対象に公告を行いました但不調となり、令和 6 年 7 月に対象業者を全国に拡大し公告を行いました但不調となりました。設計内容を見直し、設計金額を増額して、再度、令和 6 年 10 月に全国の業者を対象に公告を行いました但不調となり、本市においてポンプ交換工事に関する実施設計を受託した実績のある、株式会社三水コンサルタントと随意契約を締結しました。

不調となった理由については、コンサルタント業者数社にヒアリングを行ったところ、ポンプ場建屋の実施設計は、通常の建築設計と異なり、機械、電気設備の配置を伴い、同種の設計経験を十分に有する建築技術者を配置しなければならないことから、自社の保有技術者が少ないため、その配置が困難である、とのことでした。

霞 委 員 長 随意契約をした株式会社三水コンサルタントに入札に参加しなかった理由は確認していますか。

下水道建設課 理由は確認しておりませんが、建築を含む耐震設計については不調になる傾向が続いており、応札しにくい状況であると推察しております。

霞 委 員 長 建築の部分を分けて発注するということはできないのでしょうか。

下水道建設課 ポンプ場の耐震設計となるため、建築と機械の設計を一体的に行う必要があるため、分けて発注するということはできないと考えております。

霞 委 員 長 今後も同じような状況となる可能性があるのでしょうか。不調とならないような対策を考えているのでしょうか。

下水道建設課 対策は難しいが、適正価格で受注していただくしかないと考えています。

三 木 委 員 不調となる理由として、価格が問題なのでしょうか。

下水道建設課 価格については、積算基準に基づいて積算を行うため、見積もりを用いて単純に積算額を 2 倍として発注するということはしていません。

三 木 委 員 随意契約をする際の契約金額の適正さの担保はどのようにしているのでしょうか。

下水道建設課 3 回目で公告した設計書に基づいて随意契約の見積もりを提出していただいているため、そこで適正な価格の担保をしております。さらにその金額に上乗せをするということは行っておりません。

霞 委 員 長 以上で抽出案件の審議を終了します。

次に、建設工事に係る入札制度の見直しに関して、契約課より報告してください。

契 約 課 長 建設工事に係る入札制度の見直しについてご説明いたします。

入札制度見直しの背景と課題についてです。

昨年度、当時、本市の下水道部次長であったものが、本市発注工事の予定価格などを事業者に漏えいするなど、入札の公正を害する行為が発覚し、裁判所より、入札における公正が行われる結果は重大であるとともに、市川市の信頼を低下させるものとして有罪判決が下されました。

それを受け、市川市においてコンプライアンス会議を開き、職員及び事業者向けアンケートをとったところです。このアンケート結果によれば、本市入札制度の抜本的な見直しが必要であるという結論が出たところでございます。

このため不正行為の再発防止を図るため、以下の方針のもと、入札制度の抜本的な見直しを行いました。

方針は2つあります。1つめの方針は、市職員の働きかけや情報漏えいの防止。2つ目の方針として、競争性の確保の徹底です。

こちらの2つの方針の中の詳しい具体的な内容となります。

市職員の働きかけ、情報漏えいの防止につきましては、予定価格の事前公表、入札公告時の積算根拠の明示、入札情報管理の強化、入札参加資格の事後審査、変更契約に係る審査の強化です。

2つ目の競争性の確保の徹底の具体的な内容としましては、ランク別の対象工事金額の見直し、一般建設業の許可業者の入札参加機会の拡大、再度公告における地域要件の拡大、不良・不適格業者の排除になります。

入札情報管理の強化及び変更契約に係る審査の強化につきましては、市川市の事務改善をしたところでございます。

まず、予定価格の事前公表です。

これまで入札後の公表としていた予定価格を事前に公表いたします。公告時に予定価格を公表するものとしますが、最低制限価格や調査基準価格につきましては、従来通り事後公表として入札情報管理の強化で対応することといたします。

次に積算根拠の明示です。

これまで非公表としていた予定価格の積算の根拠となる市独自の単価や交通誘導員の配置人数などについて、数量等を記載して事前に公表しております。

次に入札情報管理の強化です。

予定価格長総調書作成時の事務手続きを見直します。予定価格等の算定の基準となる設計書について電子データを共有フォルダに保存すること等を禁止します。

今後の入札情報の管理としましては、予定価格調書の作成は起案者と決裁者の2人のみで行う形になります。また、予定価格調書や設計書につきましては、電子データを複製することを禁止します。ならびに共有フォルダへ保存することを禁止して、情報管理を徹底していきます。

次に入札参加資格の事後審査です。

入札参加資格の審査を開札後に行うことにより、市職員が入札参加業者を事前に把握できないようにいたします。

事後審査とは、入札前に入札参加資格の審査を行わず、開札後に一旦落札決定を保留とします。その後、落札候補者のみ入札参加資格の審査を行い、落札を決定する審査方式です。入札後に市が審査することで、市の職員は入札業者を把握できないので情報を持たない形で透明化を図っていきたいと考えております。

次に変更契約に係る審査の強化ですが、こちらにつきましては、契約後に設計変更する場合は、これまでは工事担当課のみで技術的審査をしていましたが、工事担当課に加え、技術管理課が技術的審査をすることで、内部のチェック体制を強化いたします。

次に入札制度の競争性の確保の徹底についてです。

ランク別の対象工事の金額を見直しました。

まず、発注上限額の引き上げをし、下位ランクの入札参加機会を確保します。

次に、発注下限額を廃止し、小規模工事でもランクを問わずに参加できるようにしました。

発注金額の見直しの効果としましては、ABCどのランクにおいても、入札に参加できる案件数が増加し、競争性を高めつつ、発注件数と企業数のバランスを確保することいたしました。

次に、一般建設業の許可業者の入札参加機会の拡大についてです。

これまで、本市が入札参加要件で建設業の許可を定めており、市で積算した設計金額が高い案件は、一律に特定建設業の許可を必要としていました。この市独自基準を、建設業法施行令通りといたしました。入札参加業者が下請総額を積算し、入札参加者が建設業の許可を判断することとします。つまり、一般建設業の許可の業者においても、下請総額が低ければ、設計金額が高い案件の入札に参加できるようになります。これが一般建設業の許可業者の入札参加機会の拡大となります。

次に、入札不調と案件なった案件については再度公告を行う場合は、案件ごとに入札参加資格の地域要件を拡大いたします。

最後に、工事の品質確保についてです。

競争性を高めつつも、工事の品質が確保できるように、工事成績不良者による入札参加制限を厳しくします。

不良工事成績を入札参加規格適格者名簿のランクに反映いたします。

先ほど申し上げた通り様々な事業者様が入札参加期に入札に参加できるようになりましたので、入札に参加できない基準を厳しくいたしました。

今までは、工事成績が60点未満の場合は3か月間、入札に参加できませんでした。この点数を60点から65点に引き上げ、65点未満となった場合は、通知を受けた日から3か月間、入札に参加できないという入札制限の見直しを行ったところ。です。

また、工事成績のランク反映の見直しを行い、過去2年間の平均工事成績が65点未満となった場合は、加点ではなく、一律マイナス20点のマイナス評価をするということで、工事の品質確保をしていきたいと考えているところでございます。

以上が入札制度の見直しに関する報告となります。

三木委員 最低制限価格を事前に公表しない理由は为什么呢。

契約課長 工事の品質を確保するために自ら積算をしたうえで、入札額を算出させていただきたいため、最低制限価格を事前に公表しておりません。

最低制限価格を事前に公表した場合、失格にならない最低金額の答えがわかってしまうため、その金額で入札することが可能となってしまいます。

応札業者が積算した金額が最低制限価格未満であった場合は、工事の品質の確保ができないと考えております。

今回の入札制度の見直しにより、予定価格を事前に公表していることから、最低制限価格についてはある程度推察可能であると考えておりますが、入札額は応札業者自身で積算をしていただきたいということから工事の品質を確保するためにも非公表としたいと考えております。

三木委員 最低制限価格の内訳の公表はしますか。

契約課長 最低制限価格の内訳の公表はしておりませんが、公文書公開請求をしていただければ、設計書の金額をすべて公開しております。

三木委員 工事成績はどのようにつけるのでしょうか。

技術監理課長 工事担当課の担当者、責任者及び技術管理課にて点数をつけ、複合したものを評価点として工事成績としております。

三木委員 65点は、どのくらいの点数なのか。

技術管理課 加点や減点がない場合の平均点が65点となります。

昨年度の工事の最高点でいえば、65点から加点がされて82点でした。

三木委員 65点は、何を評価しているのでしょうか。

技術管理課 評価項目はいくつかありますが、施工体制の整備、品質面、出来高、工程管理や安全管理などがあります。

担当課の監督職員と責任者が点数を付けた後、技術管理課が検査を行い、工事成績をつけております。

霞委員長 工事が終わったすべての業者に対して、評価を行うということでしょうか。

技術管理課 金額が250万円以上の工事に対して工事成績をつけることとなっておりますので、それ以下の工事については点数としては出てきません。

契約課長 入札に参加する資格を有する者の名簿を入札適格者名簿といい、2年ごとに作成しておりますが、この名簿を作成する為に入札ランクを決定しております。

入札ランクは、建設業法に明記されている全国共通の評価方法である経営事項審査による点数と先ほど技術管理課から説明をした工事成績の点数によりつけるものです。このランクは、2年間同じものとなります。

霞委員長 そのランクは通知されるものですか。

- 契約課長 ランクが記載された入札適格者名簿を市のホームページにおいて公表するため、業者ごとに通知はしておりません。
- 齋藤委員 Aランクの業者は、大手ということでしょうか。
- 契約課長 経営事項審査は、経営規模や経営状況なども点数の対象となります。工事成績だけではなく、その他の要素もあわせて点数をつけております。そのため、企業の大小に関わらず、市川市の工事成績がよければ点数が加点されていきます。
- 齋藤委員 予定価格の事前公表は、昨年度の事件がきっかけとなったという理解でよいでしょうか。
- 契約課長 はい。
- 齋藤委員 他の自治体でも行っていますか。
- 契約課長 制度の見直しの際に調査したところ、国では行っておりませんが、市町村では4割近い自治体が事前に公表しておりました。
- 齋藤委員 予定価格の事前公表に限らず、市川市では取り入れていないが、他の自治体で取り入れているものがあるかどうかという調査は行っているのでしょうか。
- 契約課長 近隣自治体が加入している契約事務連絡協議会というものがあり、制度導入時や取り扱いに悩むようなことがあれば、その都度、調査しており、できる限り近隣自治体の動向等も把握しております。
- 齋藤委員 新しいものを導入する際は大変かと思うが、市川市で導入していないものがあれば、検討をするといったことも今後進めていければと思います。
- 霞委員長 市の下水道工事の発注をめぐり、元市職員が収賄及び官製談合防止法違反で有罪判決を受けたということでした。事件の再発防止に向けての「建設工事に係る入札制度の見直し」は拝見いたしました。市職員の服務規程について確認したく、例えば、工事の入札に応募する可能性のある業者からの贈答・付け届けへの対応はどのような規定振りとなっているのか、実際にどのように運営されているのかについて説明をお願い致します。
- 契約課長 職員の服務につきましては、市川市職員服務規程及び市川市職員倫理規則（以下、「倫理規則」という。）に基づき、服務規律を保持し、法令を遵守した行動をとることに努めております。違反する場合には、処分がなされます。
- 例示いただいた、工事の入札に応募する可能性のある業者からの個人宅へのものを含む贈答・付け届けにつきましては、倫理規則第4条において禁止されています。
- 令和6年度の本市職員（当時）による収賄及び秘密漏えいの事案を受け、職員のコンプライアンス意識の醸成を図るため、すべての市職員を対象としたコンプライアンス研修を総務部にて開催いたしました。
- 改めて全体の奉仕者としての公務員の立場を認識し、法令の遵守及び服務規律の保持により、市政全般の信用の回復に努めていきたいと考えています。
- 齋藤委員 コンプライアンス研修は、1回のみではなく継続的に行う予定なのでしょうか。
- 契約課長 総務部に確認したところ、検討中とのことでした。

午後5時閉会